

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月まで

昭和 43 年 7 月ころから、建設会社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していると思っていたが、昭和 50 年ころに国民年金保険料の未納通知書が来たので、建設会社に確認したところ、厚生年金保険には加入していないことが分かり、国民年金保険料の納付を決意した。納付場所は、県地方局の古い庁舎の 2 階で、請求された金額を一括で納付したのに申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、13 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 4 月 9 日に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したと推認され、特殊台帳及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の 46 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 50 年 3 月まで期間の国民年金保険料は、同年 7 月 3 日に特例納付（第 2 回）並びに過年度納付されていることが確認でき、申立期間についても保険料を特例納付することが可能であったにもかかわらず、当該期間の保険料について特例納付を行わなかったとするのは不自然である。

さらに、国民年金保険料の特例納付は、原則として、先に経過した月の保険料から納付することとされており、申立期間直後の期間の保険料を特例納付した昭和 50 年 7 月 3 日時点では、申立期間についても保険料を特例納付した可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は、「当時、働いていたので、蓄えがあり、手取り1か月分ぐらいの5万円ないし6万円ぐらいの金額を県地方局の古い建物の2階で支払った。」と主張しているところ、申立ての納付金額は、申立期間の国民年金保険料を2回目の特例納付により納付した場合の保険料額と当該期間直後の特例納付及び過年度納付した期間の保険料額を併せた保険料額とおおむね一致する上、年金事務所は、「申立期間当時、社会保険事務所（当時）は、県地方局の敷地内にあり、古い2階建ての庁舎であった。」と回答していることから、申立人の主張に不自然さは見受けられず、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所（当時）の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月1日から44年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 21 日から 44 年 1 月 1 日まで

昭和 43 年 10 月 21 日にA社に入社したが、年金事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険に加入した記録となっている。

しかし、入社当初から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給料支払明細書を持っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和 43 年 10 月 15 日にA社の前に勤務していた事業所を退職して、同年 10 月 21 日に同社に入社した。」と述べているところ、申立人から提出された給料支払明細書により、昭和 43 年 10 月 21 日からA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 43 年 11 月及び同年 12 月の給料支払明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社の事業主は、「保険料控除は当月控除であった。」と述べており、申立人は、申立期間のうち、同年 11 月及び同年 12 月の保険料を事業主により

給与から当月控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から1万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は申立期間直後の昭和44年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社の商業登記簿謄本により43年5月21日に同社が設立され、不動産登記簿謄本により同社工場が同年7月1日に完成したことが確認できる上、同社の事業主は、「申立期間当時、従業員は私を含めて6人いた。」と証言しており、同社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、A社は、申立期間のうち昭和43年11月1日から44年1月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和43年10月21日から同年11月1日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことは、前述のとおり、確認できるものの、後継事業所であるB社は、申立期間当時の資料を処分し、残っていないと回答しており、厚生年金保険の適用について確認できる関連資料等を得ることはできない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月5日から同年11月1日まで
② 昭和21年4月1日から23年8月14日まで
③ 昭和23年8月15日から24年5月1日まで
④ 昭和28年2月1日から31年6月1日まで
⑤ 昭和31年7月4日から32年5月30日まで
⑥ 昭和32年6月1日から同年11月1日まで
⑦ 昭和33年4月26日から同年9月26日まで

年金の請求をするため社会保険事務所（当時）に行ったところ、申立期間について、脱退手当金が支給されていると言われた。

脱退手当金を受給した記憶は無く、年金として受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある2回の被保険者期間について脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これらを失念するとは考え難い。

また、脱退手当金が支給決定された昭和34年2月13日時点において、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間である7回の被保険者期間は、同一番号で管理されていたことが健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により確認できるとともに、そのうち1回の未請求期間は、同一番号により厚生年金保険被保険者資格を取得されているにもかかわらず、オンライン記録に当該期間が記録されてい

ないなど記録管理に適切さが欠けていることがうかがわれる上、支給されたとする額は、法定支給額と 422 円相違していることなどを踏まえると支給事務が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 41 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 41 年 8 月まで

昭和 38 年 7 月に会社を退職後、自営業を営むため、区役所保険課で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料については、同課において納付書に現金を添えて納付していた。

納付した国民年金保険料の金額は、はっきり覚えていないが、1 か月分が 3,700 円から 5,000 円ぐらいで、最初は毎月遅れずに納付していたが、2 か月ないし 3 か月分をまとめて納付したこともあった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 10 月に申立人の妻と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿において確認でき、申立人及びその妻は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるものの、当該払出簿の備考欄に「不在消除」と記載があるとともに、申立人及びその妻の特殊台帳は、申立期間に係る保険料が未納となっている上、当該特殊台帳には、「不在確認 39 年 12 月」、「不在確認 40 年 3 月」の記載があり、不在判明や住所変更等に係る記載は無いことから、申立人及びその妻は、申立期間のうち、39 年 12 月から 41 年 8 月までの期間において不在被保険者であったことがうかがわれる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、区役所保険課において納付書に現金を添えて納付していた。」と主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区を管轄する市は、「申立期間当時、国民年金現年度保険料は印紙検認のみであった。区役所の窓口年金手帳を持参し印紙を買うことはできたが、納付書は無かった。」と回答しており、国民年金現年度保険料を納付書により納付することができなかつたことがうか

がわれる。

さらに、申立人が申立期間当時に納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と大きく相違している上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 32 年 12 月 18 日から平成 10 年 3 月 31 日まで A 社 B 支店の出張所及び同社 C 支店の営業所等に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書等の資料は無いが、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 支店から提出された社員名簿及び同支店の回答から、申立人は、申立期間①当時は同社 D 出張所に、また、申立期間②当時は同社 C 支店 E 営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社 C 支店は、「当社に残存している記録によると、申立人は、申立期間①及び②において当社に在籍していたことは確認できるものの、当該期間においては、臨時という身分であった。臨時の場合、現場傭員又は支店で登録された雇員、若しくは、それに類似した立場であった可能性が考えられ、社会保険の加入、非加入については、現場あるいは支店ごとに判断していたと考えられるため、当該期間において、申立人は、社会保険について、非加入として取り扱われていたのではないかと考えられる。したがって、当社は、申立人に係る厚生年金保険の資格については正しい届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していないと考えられる。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた同僚からも、当該事業所における申立人の厚生年金保険の適用状況について、具体的な供述は得られない。

さらに、A社B支店、同社D出張所、同社F出張所、及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立期間①及び②に係る申立人の加入記録は見当たらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 40 年 8 月から同年 11 月 7 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社C営業所（現在は、B社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社に勤務していたことは、オンライン記録により、申立人が同社に入社するに際し、面接を担当していたと申立人が記憶する者が、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、当該期間におけるA社の専務取締役は、「入社しても継続して勤務するかどうか分からないので、入社後すぐには社会保険の加入手続は取っておらず、試用期間は2か月ぐらいあったと思う。」と証言している上、当該期間において、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員二人のうち、昭和40年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、「私は、昭和40年5月ころ入社した。仕事をしているうちに体調が悪くなり、病院へ行こうと思ったら、保険証が無く、会社に相談したところ、急いで作ってくれたと記憶しているので、入社後すぐには社会保険に加入していなかったと思う。」、残りの一人は、「入社後すぐには社会保険に加入していないと思う。試用期間は、3か月ぐらいあったと思う。」と証言していることから、当該期間において、同社は、入社後すぐに従業員を厚生年金保険へ加入させていなかった可能性がうかが

われる。

また、当該期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社は、昭和52年4月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間において、同社の代表取締役であった者は、既に死亡している上、前述の、面接を担当したと申立人が記憶する者は、高齢のため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が、当該期間において、B社C営業所に勤務していたことは、申立人が同事業所に入社した経緯を詳細に記憶していること、及び複数の元従業員の証言から、推認できる。

しかしながら、申立人がB社C営業所において、一緒に勤務したとして氏名を挙げた元同僚は、「入社してもすぐ辞めてしまう人も多かったので、入社後2か月ないし3か月は試用期間として社会保険に加入させていなかったのではないか。」と述べている上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、当該期間において、申立人の氏名は見当たらない。

また、B社は、「当該期間における社会保険事務担当者は、既に死亡している。また、関係資料は残っていないため、詳細は不明である。」と回答している上、当時の事業主は、高齢のため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 8 年 5 月 1 日まで
② 平成 8 年 5 月 1 日から 10 年 5 月 31 日まで

代表取締役としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、当時、会社の経営状態が悪くなり、一時、給料の額を下げたが、その後、元の給料の額である 25 万円ぐらいに上げたと思うのに、年金事務所の記録によると、標準報酬月額が昭和 64 年 1 月から平成 6 年 9 月までの期間は 13 万 4,000 円、同年 10 月から 7 年 7 月までの期間は 18 万円、及び同年 8 月から 8 年 4 月までの期間は 20 万円となっており、納得がいかないため、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、年金事務所の記録によると、平成 8 年 5 月から 9 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 10 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額がそれぞれ 20 万円、26 万円であったにもかかわらず、いずれの期間もさかのぼって 10 万 4,000 円に減額訂正されているので、元の標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、64 年 1 月から平成 6 年 9 月までの期間が 13 万 4,000 円、同年 10 月から 7 年 7 月までの期間が 18 万円、及び同年 8 月から 8 年 4 月までが 20 万円とされているところ、申立人は、「平成元年ころから会社の経営状態が悪くなり、同年 1 月に給料を下げ、その後、2 年ないし 3 年経過した後、下げていた給料を元の額である 25 万円に戻した。標準報酬月額も元に戻したと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

い。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、平成10年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の代表取締役であった申立人は、「会社を閉鎖した際、当時の資料はすべて処分し、現在は残っていない。」と述べている上、オンライン記録における申立人の標準報酬月額記録は、同社が加入しているB厚生年金基金の申立人の記録と一致しており、特段の不自然さは見受けられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、平成元年8月1日から10年5月31日まで同社の代表取締役であったことが確認できる上、それ以前においても、申立人の申述内容から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定における「当該義務を履行していないことを知り、又知り得る状態」であったと認められることから、仮に申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年5月31日の後の同年6月2日付けで、申立人の申立期間②のうち、8年5月から9年3月までの期間の標準報酬月額20万円及び同年4月から10年4月までの期間の標準報酬月額26万円が、10万4,000円に遡及^{そきゅう}して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、平成元年8月1日から10年5月31日まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社を閉鎖するまで代表取締役であり、短期間であったが、厚生年金保険料を滞納していた。当社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、社会保険事務所（当時）から滞納保険料を支払うように言われ、平成10年6月2日に社会保険事務所の窓口に出向き、自分の標準報酬月額を減額訂正することによって、その差額で滞納保険料を支払った。」と述べていることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間②に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 646

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 14 日から同年 5 月ころまで
② 昭和 37 年 5 月ころから 39 年 1 月 21 日まで

昭和 37 年 2 月から同年 5 月まで A 社に勤務し、同社を退職後、B 社に 39 年 1 月まで勤務した。給与から社会保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたとする A 社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年から保存している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の中に申立人の氏名は確認できない。」と回答している上、申立人は、同社における同僚等を記憶しておらず、また、当該期間において勤務していた元従業員についても証言を得られないことから、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が B 社に勤務していたことは、申立人が同社での勤務場所等を具体的に記憶していること、及び申立人が記憶している同僚の同社における厚生年金保険の加入記録がオンライン記録により確認できることから、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、B社は、昭和46年5月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元事業主は既に死亡しており、元事業主の孫は、「B社がタクシー業を営んでいたころの帳簿等の資料は残っておらず、当時の状況については不明である。」と述べている。

また、申立人が記憶している同僚は既に死亡しており、申立人と同じころにB社に勤務し、その後申立人と同様にC社に転職している元従業員二人から聴取したが、B社における申立人の勤務状況及び保険料控除についての証言を得ることはできず、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。